



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (経済産業六五)

〔告 示〕

○ 使用薬剤の薬価 (薬価基準) 等の一部を改正する告示 (厚生労働三八六)
○ 使用薬剤の薬価 (薬価基準) の一部を改正する件 (同三八七)
○ 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示 (同三八八)

○ 都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件 (同三八九)

○ 肥料の登録の有効期間を更新した件 (農林水産二五五九)

○ 生産業者の住所の変更に係る届出があった件 (同二五六〇)

七 三 二 八 四 一

〔公 告〕

○ 肥料の登録が失効した件 (同二五六一)
○ ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件 (環境一〇〇)

諸事項

官庁

製造たばこ小売定価、基本測量関係事項関係

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

弁理士登録、日本弁護士連合会裁決

取消訴訟の判決確定関係

地方公共団体

解散命令、無縁墳墓等改葬関係

会社その他

会社決算公告

七 三 六 三 四 五 六 七

省 令

○ 経済産業省令第六十五号
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和四十二年法律第百四十九号) 第二十九条及び第三十七条の六の規定に基づき、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月十九日

経済産業大臣 世耕 弘成

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令
 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後 改 正 前

（保安業務区分）

第二十九条 法第二十九条第一項の経済産業省令で定める保安業務の区分は、次の表のとおりとする。

保安業務区分の名称	保安業務の内容
一～三 [略]	[略]
四 定期消費設備調査	第三十七条第一号の表イ(1)及び(2)、ロ(2)及び(3)、同条第三号並びに第四号に掲げる事項に係る調査を行う業務
五～七 [略]	[略]

（充てん設備の保安検査）

第八十一条 [略]

2 前回の保安検査（保安検査を受けたことのない充てん設備にあつては、完成検査）を受けた日から一年を経過した日（以下この項において「基準日」という。）の前後一月以内に法第三十七条の六第一項本文の保安検査を受けた場合にあつては、基準日において当該検査を受けたものとみなす。

3 法第三十七条の六第一項本文の保安検査を受けようとする者は、前回の保安検査（保安検査を受けたことのない充てん設備にあつては、完成検査）を受けた日（前項の規定により保安検査を受けたものとみなされた日を含む。以下同じ。）から一年を超えない日（休止充てん設備にあつては、当該充てん設備を再び使用しようとする日の三十日前）までに様式第四十四による申請書を充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4 [略]

（協会等が行う保安検査の申請等）

第八十二条 前条の規定は、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査について準用する。この場合において、同条中「法第三十七条の六第一項本文」とあるのは「法第三十七条の六第一項ただし書」と、同条第三項中「充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会又は指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

（保安業務区分）

第二十九条 法第二十九条第一項の経済産業省令で定める保安業務の区分は、次の表のとおりとする。

保安業務区分の名称	保安業務の内容
一～三 [略]	[略]
四 定期消費設備調査	第三十七条第一号の表イ(1)及び(2)、ロ(2)及び(3)、同条第二号並びに第三号に掲げる事項に係る調査を行う業務
五～七 [略]	[略]

（充てん設備の保安検査）

第八十一条 [略]

[新設]

2 前項の保安検査を受けようとする者は、第六十八条第二項（第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定により充てん設備完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査について次項の規定により保安検査証の交付を受けた日から十一月を超えない日（休止充てん設備にあつては、当該充てん設備を再び使用しようとする日の三十日前）までに様式第四十四による申請書を充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

3 [略]

（協会等が行う保安検査の申請等）

第八十二条 前条の規定は、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「法第三十七条の六第一項本文」とあるのは「法第三十七条の六第一項ただし書」と、同条第二項中「充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会又は指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

様式第 44 (第 81 条関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 検査番号	

充てん設備保安検査申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名 ^㊹
法人にあつてはその法人番号
住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 6 第 1 項本文の検査を受け
たいので、次のとおり申請します。

- 1 充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地
- 2 充てん設備の許可の年月日及び許可番号
- 3 前回の保安検査の検査年月日 (保安検査を受けたことのない充てん設備にあつては、完成検査の検査年月日) 及び充てん設備保安検査証の検査番号 (備考) 1 [略]

3 前回の保安検査の検査年月日は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 81 条第 2 項により当該検査を受けたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4 [略]

様式第 45 (第 81 条関係)

充てん設備保安検査証

氏 名 又 は 名 称	
充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地	
許可の年月日及び許可番号	
保安検査の検査年月日	
検査職員氏名	
検査番号	
備考	

年 月 日

都道府県知事 ^㊹

様式第 44 (第 81 条関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 検査番号	

充てん設備保安検査申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名 ^㊹
[新設]

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 6 第 1 項本文の検査を受け
たいので、次のとおり申請します。

- 1 充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地
- 2 充てん設備の許可の年月日及び許可番号
- 3 前回の保安検査の検査年月日及び充てん設備保安検査証の検査番号 (備考) 1 [略]

2 [略]

[新設]

3 [略]

様式第 45 (第 81 条関係)

充てん設備保安検査証

氏 名 又 は 名 称	
充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地	
許可の年月日及び許可番号	
検査年月日	
検査職員氏名	
検査番号	
備考	

年 月 日

都道府県知事 ^㊹

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A5 とすること。
 2 保安検査の検査年月日の欄には、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 81 条第 2 項により当該検査を受けたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

様式第 46 (第 82 条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

充てん設備保安検査受検届書
 年 月 日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び法人に
 あつてはその代表者の氏名 ㊸
 法人にあつてはその法人番号
 住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 6 第 1 項ただし書の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 検査を受けた充てん設備の許可の年月日及び許可番号
- 2 検査を受けた充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地
- 3 検査実施者の名称及び保安検査の検査年月日
- 4 充てん設備保安検査証の検査番号 (備考) 1 [略]

3 保安検査の検査年月日は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 81 条第 2 項により当該検査を受けたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。
 4 [略]

備考 表中の「」の記載は注記とあへず。

この省令は、平成三十年十二月一日から施行する。

附 則

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A5 とすること。

様式第 46 (第 82 条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

充てん設備保安検査受検届書
 年 月 日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び法人に
 あつてはその代表者の氏名 ㊸
 [新設]
 住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 6 第 1 項ただし書の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 検査を受けた充てん設備の許可の年月日及び許可番号
- 2 検査を受けた充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地
- 3 検査実施者の名称及び検査年月日
- 4 充てん設備保安検査証の検査番号 (備考) 1 [略]

2 [略]
 [新設]
 3 [略]

告

示

○厚生労働省告示第 386 号

診療報酬の算定方法 (平成二十年厚生労働省告示第五十九号) 並びに保険医療機関及び保険医療養担当規則 (昭和三十三年厚生省令第十五号) 第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準 (昭和五十八年厚生省告示第十四号) 第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への規定に基づき、使用薬剤の薬価 (薬価基準) 等の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年十一月二十日から適用する。

平成三十年十一月十九日

厚生労働大臣 根本 匠